

相続人書類受領代表者指定届

平成 年 月 日

安芸太田町長様
(税務課)

地方税法第9条の2第1項の規定により、相続人の書類を受領する代表者を次のとおり指定したので届出ます。

1. 被相続人

ふりがな 氏名	
死亡時の住所地	
死亡年月日	

2. 相続人書類受領代表者(税金の納税通知書の送付先)

ふりがな 氏名	印	続柄	
住所			
電話番号			

3. 相続人書類受領代表者が未定の場合は、別紙に相続人全員の「氏名」「住所」「続柄」(被相続人からの)を記入してください。

相続人には、包括受遺者を含み、相続放棄したものを含まない。(包括受遺者とは、遺言により財産を特定しないで割合により財産処分を受ける者をいう。)

事務処理欄

課長	課員	住民	固定	軽自	国保	後期	口座

